

議題 2 公共的目的広告物（津波避難ビル関係）の取り扱いについて ～禁止地域における道標・案内図板等の基準～（諮問）

（1）経緯

本市の「津波避難ビル」に指定されている笹生病院（住所：弓場町 5－37、屋外広告物条例上の地域：第 2 種禁止地域）より、「敷地内に 2 つの建物（病棟、健診センター）があり、指定ビルはそのうちの小さい方（健診センター）となっている。そのため、当病院に避難されてきた方が、指定ビルの方へスムーズに移動できるよう、指定ビルであることの表示及び案内誘導の看板を、敷地内に設置したい」旨の相談があった。

市は、津波避難ビルには統一したデザインの看板を設置しているが、本件は、自己の事業内容を表示する自家用広告物とは異なり、災害時の避難誘導という非常に公共性の高い内容のものであることから、その取り扱いを検討し、所要の規則改正を行うこととしたい。

（2）現行規定とその課題

本件は、屋外広告物条例第 16 条第 3 項第 2 号にある、道標、案内図板その他公共的目的をもって表示・設置するものに該当する。

○西宮市屋外広告物条例（抜粋）

（適用除外）

第 16 条

1～2 （略）

3 次に掲げる広告物等については、第 10 条第 1 項の規定は適用しない。

（1）（略）

（2）道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

この基準は、同条例施行規則別表第 9 に規定されている。その内容は、自己敷地外にある道標や自治会等が設置する案内図板・掲示板などの基準であり、本件のような自己敷地内におけるものは想定していなかった。（現行の基準内容は <資料 1> 中欄参照）

したがって、本件では、その高い公共性に鑑み、この条文に災害時の避難誘導等、防災目的に設置される案内誘導のための広告物を表示・設置する場合の新たな基準を追加するものである。

(3) 改正案（＜資料 1＞右欄参照）

本件の場合は、禁止地域であるため広告物の設置は必要最小限にすべきであることから、1 つの広告物の 1 方向の表示面積は、第 1 種禁止地域においては 0.5 m²以下、第 2 種及び第 3 種禁止地域においては 1 m²以下とする。

また、第 2 種及び第 3 種禁止地域においては、道標、案内図板等の表示面積の限度が、建植広告物以外では規定されていないため、今回、建植広告物の基準に合わせて規定する。

建植広告物については、現行の基準と同じく、地上から上端までの高さを 3 m 以下とするとともに、数量は、自家用広告物等その他のものも含め 1 敷地内に総数 2 基以内とする。

このほか、建植広告物にある色彩及びネオンサインの規制を、建植広告物以外にも適用するよう、共通事項として規定する。

(4) その他

改正内容は、今後新たに設置されるものに適用されるほか、既存不適格となる物件がないため、平成 29 年度の早い時期に規則改正を行い、施行することとしたい。

禁止地域における道標・案内図板の基準の改正案
 (屋外広告物条例施行規則別表第9関係)

	現 行	改正案
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものであること ・広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること ・1方向の表示面積（広告塔は、それぞれ接する2方向の合計）は、第1種禁止地域：道標 1 m²以下、案内図板 3 m²以下、説明板 2 m²以下、その他 3 m²以下 ・ネオンサイン等を使用する場合は美観の維持対策を講じ、周辺の景観に配慮すること <p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・1方向の表示面積（広告塔は、それぞれ接する2方向の合計）は、第1種禁止地域：道標 1 m²以下、案内図板 3 m²以下、説明板 2 m²以下、<u>避難誘導表示等 0.5 m²以下</u>、その他 3 m²以下、<u>第2種・第3種禁止地域：道標 2 m²以下、案内図板 6 m²以下、説明板 4 m²以下、<u>避難誘導表示等 1 m²以下</u>、その他 6 m²以下</u> ・<u>ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないこと</u> ・<u>禁止地域における色彩規制に適合すること（案内図板のみ色彩規制なし）</u>
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・1壁面の表示面積の 1/5 以下 ・意匠が同一のものは1壁面1枚限り ・壁面の外郭線から突出しないこと ・窓・開口部をふさがないこと 	<p style="text-align: center;">} 同左</p>
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・出幅は、建築物の壁面から 1.5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下 ・地上から下端までの高さは歩道上 2.5 m 以上、車道上 4.5 m 以上 ・壁面の上端を超えて突出しないこと 	<p style="text-align: center;">} 同左</p>
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積（広告塔は接する2方向の合計）は、道標 2 m²以下、案内図板 6 m²以下、説明板 4 m²以下、 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>→共通事項へ</u>

	<p>その他 6 m²以下（第1種禁止地域は いずれも上記の1/2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上から上端までの高さは3 m以下 ・相互間距離は5 m以上、信号機・踏切からは5 m以上離れていること <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域における色彩規制に適合すること（案内図板のみ色彩規制なし） ・ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・<u>数量は1敷地2基以下</u> ・<u>→共通事項へ</u> ・<u>→共通事項へ</u>
垣・塀利用	<ul style="list-style-type: none"> ・設置面の面積の1/4以下 ・掲出数2個以下 ・垣・塀の外郭線より突出不可 	<p>} 同左</p>
その他の表示方法	電柱利用（巻付・突出）、バス停標識、消火栓標識、置看板（道路上は禁止）	同左